

平成25年度第2回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成26年2月3日（月）午後1時30分～午後2時50分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

第1号議案 東三河都市計画用途地域の変更（付議）【豊川市決定】

第2号議案 東三河都市計画光明地区計画の決定（付議）【豊川市決定】

4 出席委員【16名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 岩崎正弥 井上純吉 松下紀人 尾浦主伸
足立千恵子 田中みや子 伴正男 石川豊久 河口正八郎 篠崎邦江
各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

大嶽理恵 富田潤 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

山田満 大谷光司（代理 柴田知之） 各委員

5 欠席委員【0名】

6 傍聴者数

7名

7 付議依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

市	長	山脇実
都 市 対 策	監	荘田慶一
建 設 部 次 長		根木賀明
都 市 計 画 課		岩村課長、田上課長補佐、 岩本計画係長、大澤技師、谷地主事
建 築 課		柏村課長、中村課長補佐
市民病院事務局次長		杉浦弘知
市民病院事務局庶務課		川畑課長、清水課長補佐

午後 1 時 3 0 分 開会

審議会の開会

(事務局：都市計画課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「平成 25 年度第 2 回都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本審議会は成立していることを申し上げます。なお、本日は第 3 項委員の大谷委員の代理として、愛知県東三河建設事務所 総務課企画・防災グループの柴田課長補佐にご出席いただいております。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第 6 条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。

つきましては、傍聴の皆様にはお配りしています「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、議案の審議が始まるまでとさせていただきますのでご了承ください。

それでは次第に基づき、審議に先立ちまして市長よりごあいさつを申し上げます。

市長挨拶

(市長)

それではみなさんこんにちは。市長の山脇でございます。本日は都市計画審議

会ということで、今日はたまたま節分でございます、皆さん大変お忙しいところだと思いますが、皆様方にはご出席いただきましてありがとうございます。心よりお礼申し上げます。また、平素から本市の都市計画行政に格別なるご尽力をいただき、大変感謝申し上げます。

さて、昨年５月に豊川市民病院が八幡町に移転しまして約９ヶ月が経過したということでございます。これまでの市民病院は、建物の老朽化、または慢性的な病床不足、そして大変狭い駐車場問題ということで様々な問題がございましたが、移転によりましてそれらが解消されまして、豊川市の医療の拠点として市民の皆様には信頼される施設へと、また一歩近づいたものと感じているところであります。その一方で、旧市民病院の跡地のあり方が注目されておりまして、豊川市といたしましても早急かつ的確な対応が求められているところでございます。

当然のことながら市民病院の移転は、新たな病院建設と合わせまして、移転後の跡地利活用を相互に考えていかなければならないというように思っておりまして、新病院建設から旧市民病院の跡地利活用へと続く、一貫したまちづくりとして取り組む必要があると感じております。新市民病院については病院建設室及び分室を設置しまして、市民病院跡地については副市長以下でプロジェクトチームを設置しまして、双方の体制強化を図りながら、市政運営に努めてきたところでございます。とりわけ市民病院跡地につきましては、移転後の跡地を空洞化させないように、そしてまた、地域住民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、市の責務として行政一丸となって取り組んでまいったところでございます。

そこで、本日の議題でございますが、この市民病院跡地の用途地域の変更と地区計画の決定を案件として挙げさせていただいております。先に申し上げましたとおり、この跡地利活用につきましては、豊川市といたしましても重要な案件となるところでございます。本日は皆様の慎重審議、また活発なご議論を頂きたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長あいさつ

（事務局：都市計画課長補佐）

市長につきましては、このあと他の公務がございますのでこれで退席をさせていただきます。

それでは、次第３に移る前に、お手元の配布資料についてご確認させていただきます。お手元には、Ａ４版の次第、Ａ４の委員名簿、Ａ４の配席表、ホッチキス左止めにしてございます審議会資料の冊子、右肩に資料１と書かれまし

たA4版横の意見書の要旨、最後に豊川市の都市計画審議会関係法令をご用意しております。過不足等はありませんでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部都市対策監、建設部次長、建築課、都市計画課、市民病院事務局次長、市民病院事務局庶務課が出席しております。

事前説明は以上となります。それでは、大貝会長からごあいさつをいただき、その後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

みなさんこんにちは。会長の大貝です。今回もこの審議会が円滑に運営されますよう努めてまいりたいと思いますので、皆様方にもご協力をよろしくお願いいたします。

議事録署名人の指名

(会長)

それでは、早速ですが始めに議事録署名人の指名です。本審議会運営細則の第9条第2項の規定により、議長が出席した常任委員のうちから2人を指名することとなっています。そこで、議事録署名人には、今回、大嶽委員と富田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事

- 第1号議案 東三河都市計画用途地域の変更（付議）【豊川市決定】
- 第2号議案 東三河都市計画光明地区計画の決定（付議）【豊川市決定】

(会長)

それでは、次第4の議事に入ってまいりたいと思います。本日の審議は、第1号議案と第2号議案の2つになっております。事務局からの申し出により、第1号議案と第2号議案は関連した都市計画であるということで、連続して説明したいということです。議事を円滑に進めるため、そのような進め方とさせていただきます。

なお、説明及び質疑応答は一括して行います。異議の確認・採決はそれぞれ個別に行うということになります。

それでは、早速ですが事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課長)

都市計画課長の岩村です。よろしくお願いいたします。

それでは第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」ご説明をさせていただきます。お手元の審議会資料の表紙をはねて頂いて1ページをご覧ください。

変更する都市計画の概要ですが、都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画用途地域、決定権者は豊川市でございます。

変更内容は、市民病院の移転により未利用地化が懸念される光明町地内約2.7haについて、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域に変更するものであります。

対象地域の位置をご説明します。資料2ページをご覧ください。位置図にて青枠で囲まれております、旧市民病院が立地している道路に囲まれた一団の地区が対象地区となります。

変更理由につきましては、資料3ページをご覧ください。1. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけには、上位計画である東三河都市計画区域マスタープラン、第5次豊川市総合計画及び豊川市都市計画マスタープランにおける当該地区の位置づけを示しております。豊川市都市計画マスタープランにおいて当該地区は、住宅の外その他生活利便施設なども許容し誘導を図る地区に該当し、また地域別構想において現市民病院閉院後の市民病院跡地については、周辺の住宅地と調和しつつ地域住民の生活利便性を高めるため、適性かつ適切な土地利用の規制誘導を図りますとしています。

次に、2. 当該都市計画の必要性、位置、区域及び規模の妥当性等について説明いたします。当該地区は本市の市街地の中心に位置し、沿道利用が図られる区域に囲まれた一団の区域であり、昭和21年に市民病院が開院して以降、市民の生命健康を支える役割を担うとともに、病院の持つ来街者吸引力により、隣接する中心市街地と併せ市街地の回遊性を支える区域として機能していました。しかしながら、平成25年5月に市民病院が移転し、人の流れが変わるなど、都市構造が大きく変化することとなったため、適切な土地利用の誘導が必要となっています。従いまして、当該地区について、本地区がこれまで担ってきた都市中心部の回遊性の維持及び、地区周辺の都市生活を支えるサービス機能を担う施設の立地誘導を図るため当該変更を行うものであります。

それでは続いて、変更の内容について具体的な説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。こちらは計画書になりますが、さらに1枚めくっていただいて5ページに新旧対照が分かる計画書、またもう一枚めくっていただき、7ページには新旧対照が分かる計画図を添付しております。

それではまず、用途地域制度についてご説明いたします。用途地域とは都市計画法にある地域地区制度の1つで、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された市街化区域を、さらに12種類の地域に分類し、それぞれ

の種類によって建てられる建築物を制限し土地利用の誘導を図る制度であります。この制度・制限があることによって、住宅地の真ん中に大きな工場が建ってしまうこと、或いは大きなデパートができてしまって生活しづらくなってしまうということが未然に防がれております。

本地区は現在、第 1 種中高層住居専用地域となっています。変更案ではこれを第 2 種住居地域に変更することとしております。

変更前の第 1 種中高層住居専用地域は、中高層住宅や比較的規模の小さい住宅の良好な住環境を守るための用途地域で、病院や規模の小さい店舗は立地できますが、事務所や 500 m²を超える店舗などは立地できない用途地域となります。この用途地域では、冒頭の理由で説明差し上げたとおりの生活利便施設や、中心市街地への結節点としての来街者吸引力保持に資するような施設、都市中心部の人の流れを支える回遊性を支えるための機能を担うことが期待される施設は立地できず、また市民病院跡地という条件上、住宅地としての土地利用の進展は見込みづらい特性もあることから、未利用地の発生及び地域の空洞化が強く懸念されます。従いまして、変更案ではこの第 2 種住居地域に変更するものとしております。第 2 種住居地域は、主として住居の環境保護をする地域ですが、ある程度の建築を許容する用途地域であり、比較的規模の大きな店舗や事務所も立地可能となります。

なお、最終的に立地可能となる施設についての具体的な説明は、後ほど第 2 号議案にて説明します地区計画での規制と重なりますので、そちらでご説明させていただきます。

また、建蔽率、容積率の最高限度はそれぞれ隣接する用途地域に合せて 60%、200%とします。

続きまして、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定でございますが、重複する部分が多いため、こちらについても次に説明させていただく地区計画と併せて後ほどご説明差し上げます。

以上が、用途地域の変更に関する説明となります。

続きまして、第 2 号議案、東三河都市計画光明地区計画の決定について説明させていただきます。資料 9 ページをご覧ください。

決定する都市計画の概要ですが、都市計画の種類及び名称が、東三河都市計画光明地区計画、決定権者は豊川市でございます。

決定内容は、先ほど用途地域の変更について説明させていただいた約 2.7 ha に、地区を囲む外周道路部分を加えた約 3.0 ha について、用途地域の変更に併せて地区計画を決定するものであります。

理由につきましては、先ほどの説明と同一ですが、用途地域による規制誘導

に加え地区計画を定めることにより、さらに地区の特性に合わせた規制誘導を図るため決定するものです。

それでは、具体的な説明をさせていただきます。始めに地区計画について説明させていただきます。地区計画制度とは、ある程度限定された地区において、その地区が持つ特性に応じて、公共施設の配置を定めるほか、建築物の用途、規模、形態意匠等を制限することが出来る制度で、細やかな規制誘導により良好なまちづくりを誘導するものです。先ほどの用途地域は比較的大きな地域の規制誘導を図るのに対し、地区計画は限られた地区で、その地区に合わせた規制誘導を図るものとなります。

今回の対象地区は、第1号議案にて説明させていただいたとおり用途地域の変更に伴い、建築物の立地に対する規制を緩和することとなります。この緩和により変更前に比べ多くの種類の、規模の大きな施設が立地可能になり、周囲の住宅地へ影響を及ぼすことが懸念されます。これに対し、地区計画制度を活用し、各種の制限の下、目的の達成に必要な施設に限って、また建築物の規模も一定の制限の下に立地誘導を図ることとして、用途地域の規制緩和に対する措置を行い、既に形成されている周囲の良好な住宅地への影響を低減することを目的としています。

では、地区計画の内容について説明をさせていただきます。まず、公共施設これを地区施設といいますが、この配置についてです。資料12ページの計画図をご覧ください。本地区は、今回の用途地域変更により、都市構造の維持に必要な集客力のある施設立地を誘導することを想定しておりますので、周囲の道路の安全確保のため、歩道を持つ道路を配置します。計画図をご確認いただくと、地区を囲む4辺の道路にそれぞれ、8m、10mと記載があります。こちらの道路につきましては、現状、6mと8mの幅員となっており、歩道を持たない構造となっています。よって、地区計画にてそれぞれの道路に2mの片側歩道を加えることとし、記載の幅員となるものです。なお、片側歩道は各道路とも、今回の用途地域変更の対象地区側、つまり旧市民病院敷地側に拡幅して設置するものです。

続いて、建築物の用途制限についてご説明させていただきます。資料11ページ、計画書をご覧ください。このうち、下から4段目、建築物等の用途の制限が規制の内容となり、こちらに記載のある建築物のみが建築可能となります。

具体的に分かりやすいように、資料13ページに建築物等の用途の制限 比較表を添付しておりますのでご覧ください。第1号議案の用途地域の変更により、当該地区では表の青枠で囲まれた部分まで建築可能となります。それに対しまして、地区計画により赤枠で囲まれた部分までの緩和に留めることとしております。本地区は、第1号議案で説明のとおり、用途地域の規制を緩和し集

客力を持つ施設の立地、店舗等を可能としていきます。しかしながら、用途地域の変更のみでは、遊戯施設・風俗施設であるカラオケボックス、パチンコ店、その他大規模な事務所等も立地可能となってしまいます。これらについては用途地域の変更目的とも合致しませんし、周囲の住宅地への悪影響が懸念されます。従いまして、用途地域の変更目的と合致しない部分については、地区計画により建築物の用途制限を行い建築が出来ないこととするものです。

次に、建築物の建蔽率、容積率の制限についてご説明いたします。戻りまして資料 1 1 ページをご覧ください。この表のうち下から 3 段目と 2 段目が規制の内容となります。建蔽率は敷地に対する建築物の建築面積、容積率とは敷地に対する建築物の延べ床面積に対する制限であり、それぞれの敷地に対する建築物の規模を制限するものとなります。本地区は用途地域制度上では建蔽率の最高限度を 60%、容積率の最高限度を 200%と定めることとなります。しかしながら、本地区はこれまで市民病院が比較的ゆつたりと施設配置されていたことから、用途地域変更後に各施設が新たに立地した場合も、周辺住宅地への影響を低減するため、これに近い土地利用となるよう一定の規模の制限を行います。具体的には、建蔽率は 60%から 50%に、容積率は 200%から 150%に最高限度を制限することとします。これにより敷地内の施設配置に余裕が生まれ、また、建築物の高度利用にも制限が加わりますので、地区計画の指定でゆつたりとした空間利用が見込まれます。

続きまして、壁面の位置の制限についてご説明させていただきます。資料 1 1 ページ表の 1 番下の部分をご覧ください。壁面の位置の制限は、隣地境界、道路との境界から建築物の壁面までの位置を定め、施設配置に余裕を持たせることができるものです。本地区では、周囲の良好な住宅地への影響を低減するため、壁面の位置の制限 1 メートルを定めます。

以上の内容を、用途地域の変更に加え地区計画として、公共施設の補強、建築物の用途の制限、規模の制限、配置の制限を定めることで、目的に合致した土地利用の規制・誘導を図り、かつ周辺への影響を低減するものとして、都市計画の決定を行いたいと考えております。

また、地区計画については、同時に豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に位置づけることを予定しています。地区計画を定めた場合、都市計画法第 58 条の 2 に基づく届出が必要となり、地区計画に合致しない場合は変更等の勧告が出来ることとなりますが、これに加え、条例に位置づけることで建築確認申請時の審査も入ることとなり、確認申請では条例に合致しないと着手が出来ませんので、確実な規制誘導を図ることが可能となります。

続きまして、議案 1、2 の都市計画の手続きの今後の進め方について説明させていただきます。資料 1 4 ページをご覧ください。このページは地区計画の

ものですが、用途地域の変更も同時に進捗させていますので、こちらもまとめて説明させていただきます。

まず、地区計画に関しまして利害関係者対象の説明会を平成25年9月1日、両都市計画について市民対象の説明会を平成25年10月17日に行いました。その後、愛知県に事前協議を行い、12月3日付けで事前協議の回答を得ております。地区計画については、都市計画法第16条に基づく縦覧を平成25年12月9日から24日まで行い、両方の都市計画について同法第17条に基づく縦覧を平成26年1月9日から23日まで行いました。第16条に基づく縦覧では1名、第17条に基づく縦覧では7名の縦覧者がありました。また、都市計画法第17条に基づく縦覧の結果、4通の意見書が提出されておりますので、その要旨及び意見書に対する市の見解につきましては、後ほど説明させていただきます。そして、本日の審議会では変更案を可とする議が得られましたら、知事との協議を行い、平成26年3月下旬に条例の施行と同日での告示を行う予定でございます。

それでは、最後に都市計画法第17条に基づく縦覧の際に提出された意見書について説明をさせていただきます。右肩に資料1と記載された資料をご覧ください。

意見書は4通提出され、いずれも反対意見となっております。資料1にはその要旨と市の見解について記載しております。各意見書に記載される内容は多岐に渡るため、意見の要旨ごと分類してご説明させていただきます。

まず1点目、用途地域変更・地区計画決定の理由、目的、必要性に関することですが、「食品スーパーを含む複合施設を決定事項として捉えるべきでない。」「店舗は地域住民が望んでいない。」「市が関わる再開発ビルを含む複数の店舗が既にあり、それらへの影響が懸念される」等の理由から都市計画決定変更に興を唱えるものでございます。

市の見解としましては、本都市計画は平成22年度に改訂した市都市計画マスタープランへの位置付け以降、継続して検討を進めてきましたものでありまして、市民病院跡地利活用計画やそれに記載されるアンケート調査の結果等を参考に、都市計画的視点に基づき、冒頭で説明した理由によって、都市計画運用指針や愛知県用途地域の決定又は変更に関するガイドラインに相違しない形で、適切な理由・目的のもと必要な都市計画として決定変更するものであります。また、市民アンケートや住民説明会では地区の賑わいが強く求められているところでありまして、公共施設整備が難しい状況下、一定の土地利用の規制・誘導による民間活力の活用は適切かつ妥当な手法であると考えております。

2ページをご覧ください。2点目としまして、用途地域変更の内容に関することでございます。「住居系用途において商業店舗ができることは市都市計画マ

スタープランに反する。」として第2種住居地域への変更に反対するものでございます。

これに対する市の見解としましては、都市計画運用指針に記載のある、隣接する用途地域と土地利用の極度な差異が生じないように設定されており、市都市計画マスタープランにおいても、当該地区は市街化区域において住宅の外その他生活利便施設なども許容し誘導する地区にあたることから、当該地区の第2種住居地域への変更はこれらに相違せず、妥当な用途地域変更であると考えております。

3点目としまして、地区計画における建築物の用途の制限に関するところでございます。「地権者アンケートで望ましくないとされるスポーツ施設を建築可能とすることは反対」として、地区計画における建築物の用途の制限に異を唱えるものでございます。

市の見解としましては、当該項目は当該都市計画の目標である、身近な生活圏における都市生活を支える様々なサービス機能、また土地利用の方針における子ども関連施設及び生活利便施設等の一部を担うものとして建築可能としたものであり、支障ないものと考えております。

また、当該項目に該当する建築物は地権者アンケートでは意見書のとおりですが、市民アンケートでは約50%の方が望ましいとしており、公共施設を除く項目においては上位に位置します。

4点目としましては、都市計画決定・変更の手続きに関するところでございます。「都市計画決定変更後の事業について市民に知らされておらず不十分である。」として、全市民的な説明会を開催することへの要望も含むものであります。本都市計画の決定・変更につきましては、用途地域変更では住民説明会と、都市計画法第17条に基づく縦覧を実施しており、地区計画決定については、それに加え利害関係者向け説明会と、同法第16条に基づく縦覧を実施しており、法に基づく適切な手続きを経て進められているもので支障ないものであると考えております。なお、個別の事業に関する説明等につきましては、十分な説明等がなされるよう事業者側に申し伝えておきます。

3ページをご覧ください。5点目としまして、都市計画決定・変更後の事業に関するところでございます。これらの意見につきましては事業者側に申し伝えるとともに、各種事前の調整時において十分に調整してまいります。周辺の状況につきましては供用開始後の状況を注視するとともに、道路等公共施設における対策等の必要性につきましては、状況に応じ検討を行ってまいります。

6点目として、地区計画決定後の取り扱いについてでございます。決定後の地区計画については、都市計画法、都市計画運用指針及び各種上位計画に従って、安易に取り扱うのではなく、適切かつ慎重に運用してまいります。

4 ページをご覧ください。7 点目はその他の内容でございます。

1 つ目は、「説明会資料と縦覧内容に相違がある」とする意見ですが、住民説明会は素案に従って説明をさせていただきました。説明会の中では賑わいの創出に係る強い要望が得られ、その後、県への事前協議、16 条縦覧、17 条縦覧に至る過程において、目的、理由、説明会でのご意見を基に内容を精査し、市民病院跡地利活用計画における位置付け及び、回遊性の維持や身近な生活圏における生活利便性に資する機能確保を考慮し、縦覧時での建築物の用途の制限の内容とした原案、変更案を作成しております。

説明会以降において、原案、変更案についての縦覧及び意見書提出の機会が2 度設けられていることから市民意見の反映の機会は不足せず、支障ないものと考えております。

2 つ目の質問としましては、「地権者並びに代表者からの計画提案に対し、地権者として市がどのような要望を行ったか。」を確認するものでございます。市としましては、立場の違いで意見が異なることは無く、跡地利活用計画は豊川市が発表したものであり、それらを踏まえ検討がなされた上で、今回の都市計画決定・変更を冒頭説明の理由等にしたがって手続きに至ったものです。

最後は、都市計画提案制度の取り扱いに関する質問でございます。当該制度は法に定められた手続きであることから、市としましては、当該手続きがなされた場合は、法令、上位計画等との適合性を確認のうえ適正に処理を行います。

意見書の要旨及び市の見解については以上でございます。本市としましては、適切かつ妥当な都市計画としてそれぞれの都市計画を決定・変更するものであると考えております。長くなりましたが、以上で説明を終わります。

質疑応答

(会長)

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から議案の説明がありました。それではここから審議に入りたいと思います。今回は、特に最後に説明のありました意見書が提出されております。その説明も今詳細になされました。そういった意見書も踏まえながら、それぞれ委員の専門的な立場から意見或いはご質問をいただけたらと思います。それでは、第1 号議案、第2 号議案順番というわけではなく合わせて何かご意見、或いはご質問があればお願いいたします。はい、どうぞ。

(A 委員)

事業者側が、事業展開をだいぶ早い時期に発表しているわけですね。こちらが審議になる前に。これはちょっと順番がおかしいのではないのでしょうか。明

らかにここで決定してもいいですよとなってから、事業者が決まりましたとなればいいと思いますが、どうも順番が逆だと思えます。地主さんのアンケート、地域アンケートをされているということなので、その辺の開始の時期でこの審議会をやらないとちょっと順番がおかしいのではないかと思います。この点どうでしょうか。

(会長)

手続き的な順番がおかしいのではないかというご意見ですが、その点について事務局から何かありますか。

(事務局：都市計画課長)

はい。事業者側がすでに事業展開を発表しているという話からまずさせていただきます。市としては市民病院の移転が決まった段階で、跡地の利用の問題は当然課題になるというようにこちらでも認識しておりました。従いまして、平成22年に見直しをしました都市計画マスタープランにおいても、この部分の適正な土地利用、或いは誘導を図るということで、まずマスタープランに位置づけることから今回の作業は始まっております。その後、庁内でも活用検討委員会というものが立ち上がりまして、そこでまちづくりの観点で、その跡地をどう利用していくかということについて検討を重ねてまいりました。その後、市の考えとしまして、地権者、市民アンケートを受けまして、利活用計画を平成24年の3月に発表しております。当然その間も県との協議は都市計画部局としては進めていたわけではございますが、様々な手法を検討している中で、利活用計画の中で考え方として土地の一体化利用という考え方が出されました。それを受けまして、構成としては、用途地域の見直しの検討を重ねてまいりました。一方でその間も、議会等で一般質問も出るごとに、その時の進捗状況というのは、質問に答える形でしてきたという状況です。併せまして、地権者に対しては、当然土地に関わる分がありますので、その都度進捗につきまして地権者協議会にも情報を提供してきたという状況です。それらを経まして、今回都市計画手続きに入っているわけですが、事業者側の意図というのははっきりこちらでも分かりえないこともあります。今回の事業者側の動きは行政として確かに違和感を覚えるところがないわけではございませんが、仮にそう解釈できたとしても、市の方向性については、先ほど申しましたとおり議会や地権者協議会等で報告しております。事業者側が民間の企業努力と申しますか、競争原理の中で情報収集を行いながら、商圈を前提とした検討をされたということもありうるのではないかと考えておりますが、ただそれは確実に決定事項ではありませんし、事業者側の検討の一つではないかと理解しております。それ

で、今回の都市計画決定の変更というのは、当然そうした民間の動きとは関係のない部分ですから、都市計画サイドとしては平成22年度から、そうした検討を始めて協議に至っているということでございます。

それから、都市計画審議会の時期の問題ですが、確かに委員が言われるように、今のタイミングがいいのかというところはまだ検討する余地があるのかもしれませんが、法にもたれまして、案の縦覧をしてこのように意見書を出されたあと、この審議会で意見書についても審議した形になります。そうしますと、最終的にこうした案を提示できるのが、どうしても縦覧が終わり意見書の提出も受け付けた後の、このタイミングになってしまうというのが今の制度の中で現状になります。しかし、委員が言われるように、皆さんにもう少し早い時期に情報提供を含めた審議会の運営方法について、まだまだ検討する余地はあるのかなと事務局としては考えております。以上でございます。

(会長)

はい、そのような事務局の説明でよろしいでしょうか。

(A委員)

ほとんど決まった後で、審議することになってしまうのですね。もう少し早くいろんな議案に意見が出せるような状況の時に審議会を一回やって、最後に紆余曲折があつてこうなりましたということで審議会をやるというのが筋じゃないかと思うのですが。

(会長)

考えの仕方が少し違うのかもしれないけども。どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

先ほど申し上げましたとおり、手続きのスケジュール上でいくと、まず縦覧を経て意見書の提出を受けた後というのはご理解いただきたいと思います。それに加えて、今言われるのは、その前に審議会としての意見を出せる場をどこか設けないかと理解しているのですが。

(A委員)

そうですね。まず、事業者があのような発表を出せるというのがおかしいのではないかと思うのですね。やはりここで決まってから事業が実際に進むという格好でないと、事業者が決まっていますという感じを受けてしまいます。その辺がちょっとおかしい話だなという気がします。

(事務局：都市計画課長)

事業をどう進めるかという部分と、都市計画の議論の部分と少し分けて考えたほうがいいと思います。今審議いただきたいのは、用途地域を変更することの妥当性だとか、地区計画を決定することのメリット、デメリットを審議いただきたいと思います。事業者側の動きというのは、法律でいいますと、大規模小売店舗立地法や駐車場法といったもののの中で、具体的な事業の内容については手続きを進めていくことになるかと思います。その過程においてそれぞれ説明会の義務はありますし、同じように縦覧して意見を申し出る機会もございます。そうした部分とこの都市計画のこの案件の部分とを別の次元でといいますか、まちづくりの観点で議論をお願いしたいと思います。以上です。

(A委員)

そうすると、審議会で可決されて初めて用途地域も決まるわけですね。決まる前にもし否決ということになってしまったら、事業者はどのようになってしまうのかなど。そういうのはちょっとおかしいのではないかなと思ってですね。この議論決めてから実際の話は決まりましたと、ですからそういう規模のことをやりたい人を募集するというのが筋じゃないかと。その辺が決まってないのにもしこれで、否決ですとなってしまった場合、事業者がどうなるかと、また協議したものがどうなるかというものが考えられるわけですね。その辺がちょっとおかしいかなど。

(事務局：都市計画課長)

その辺の部分、開発事業者と各事業者のやりとりについては、申し訳ないですけどこちらの方で把握できてないものですから、ただ先ほど申し上げましたとおり、民間の中の競争原理といいますか、民間の中の焦点といったものがある中での検討はなされるのではないかと考えます。そこまでしか私のほうでは把握できていません。以上です。

(会長)

はい。今、A委員と事務局のやり取りが続いていますが、その他の委員の方で、今の意見についてもしご意見あれば。どうぞ。

(B委員)

私個人的な感想では勇み足だなと思うのですが、そもそも行政がその部分で規制をかけられるべきものなのかなど、そういう問題もあると思うので

すね。あくまでもこの都市計画の審議会の手続き上瑕疵があるかどうかということで、やはりここでは議論すべきだと思いますので、今のご意見は、ここでの議論にふさわしくないと私は思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他ご意見があれば。それ以外の意見も含めてご質問でも構いませんが。どうぞ。

(C委員)

2点ほどお願いします。先ほどの説明の中で、意見書の6番のところで地区計画決定後の取扱いで、パチンコと遊戯施設に変わる恐れはないかというのがありました。これは先ほどの説明の中で、パチンコ、遊戯施設は駄目だというようにカバーしているという理解でよろしいですか。

もう1点は、先ほどの議論に関わるかどうか分かりませんが、商業系の施設が出てくる場合は、なかなか出てくるほうも、時間的なタイミングとか、出店業態と取りまとめるということはなかなか大変なので、かつちりしたものとして出すのは難しいかもしれませんが、こういう大きな開発がきた時に、都市計画とは別でもいいのですが、市の中で事前に住民の方とか一般の市民の方との間に、例えば説明会をやって合意を得るとか、合意を得た結果ある種の協定事項を結ぶような仕組みがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

(会長)

2番目の質問は事業側の話、それとも都市計画側の話。

(C委員)

事業側です。

(会長)

意見書の6番目のところパチンコ店の話から。

(事務局：都市計画課長)

1点目のパチンコ店等の遊戯施設に今回規制がかかっているかということですが、これはかかっております。細かい条文は分かりにくいと思うのですが、先ほど説明させていただきました13ページの表のところを見ていただきますと、第2種住居地域の中で許容しているのはスポーツ関連の施設になります。

パチンコだとかカラオケボックス等は下を書いてありますけども、それにつきましては、第1種中高層住居専用地域の時も禁止しておりましたし、その部分は今回も建築を認めていないという状況になりまして、規制をしている状況になります。

(事務局：市民病院事務局次長)

市民病院事務局次長です。よろしくお願いします。2点目の地域住民との話し合いが事前にできないかというご質問かと思いますが、先ほどから議論が出ておりますように、都市計画決定ができないと、当然商業的なものはできないということで、ある程度、都市計画決定の変更をいただきながら、その上で計画を練っています。地域住民には先ほどから出ておりますような、大規模小売店舗立地法等の法規制に従った説明をしていただけるものということで、市と企画開発事業者との間では、しっかり地域住民との説明会をしていただくという形での基本合意はできております。ただ、スタートというのが難しくて、こちらの都市計画決定をいただかないと、具体的な地元説明ができないのではないかとこのように市民病院では考えております。以上でございます。

(会長)

都市計画決定後に今後の利用についての、地元説明会をする予定であるという趣旨ですね。確認ですが。

(事務局：市民病院事務局次長)

はい。予定として聞いておりますのが、この都市計画が決定されて、具体的なものを出店する側と詰めた上で、地元の説明ができる状況になると理解しております。以上でございます。

(会長)

はい。よろしいですか。

(C委員)

かなり大きいものが出てくる感じがしますので伺いました。是非、その点は抜かりがないといいますか、細かな点まで詰めてやっていただくほうがいいと思いますし、おっしゃるように確かに都市計画変更して、例えば商業系のものを出す場合であればそちらの決定が先ということになると思いますが、協議型のそういった仕組みを是非作って、計画に反映させるとそういうことをお願いしたいです。

(会長)

はい。ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問あればお願いいたします。どうぞ。

(D委員)

確認を含めて、何点かお伺いしたいと思います。

今回の用途地域の変更をするにあたって3,000人集客を維持していくために、商業的施設が建設できるよう用途変更するというわけですが、この3,000人を維持することで、何を維持したいのか。この場所に3,000人が来ることでどうしたいのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

(会長)

すいません、3,000人とはどこで出た話ですか。

(D委員)

この用途地域を変更するに当たって跡地利用計画に、3,000人の集客をするということからこの用途地域が・・・

(会長)

それは、すいません、私が理解できていないのですが、それは利活用計画の中に。

(D委員)

そうですね。用途地域変更する根拠として、そういうものをやりたいと聞いているのですけども。

(会長)

ちょっと分らないですが。

(事務局：都市計画課長)

3,000人という数字は計画書のどこにも出てこないと思います。3,000人というものは、先ほど旧市民病院の一日の平均来場者数が3,000人だったという実績です。こういった商業施設の検討の時に、どれくらいの面積があれば何人来るか、そういった基準になるものがなかなかありません。唯一駐車場の規模を決める時に多少出てきている式はありました。それによると、

地域の人口規模だとか、周辺の環境によって集客数は変わってくるようですが、現実問題としては、今まで市民病院に来ていただいていた数の人がそこに集まるという発想の下に計画を立ててきました。

また、そこに人が集まっているということは、地域の方でも理解しにくいかもしれませんが、豊川市では、中心市街地が諏訪地区と、豊川稲荷がある豊川地区という横に二つある形になります。市民病院というのは、それらと三角形を形成するところに位置しています。それぞれが都市計画道路で結ばれておりまして、そこを回遊することによって、中心市街地への人の流れというのが今まで生まれていたという状況です。その時に、2辺ではなく3辺の沿道に人が集まるという状況を作ることが、今までのこの人の流れを維持し、中心市街地の活性化へも影響すると考えられますが、病院跡地という特殊性から、そこが空洞化、或いは未利用な土地となることが考えられます。また、住宅開発という部分ではかなり難しいと思われます。未利用地がそこにできるということが、中心市街地の衰退に繋がりがかねないため、その衰退を懸念したということがあります。以上であります。

(D委員)

もう1点ですが、この3ページにある回遊性の維持ということで先ほど聞きまして、高齢化社会の進展等に対応した自動車に過度に依存しない身近な生活圏を構築というところがありますが、高齢化社会に対応したというのは、この近辺が高齢化社会になっているので、それに対応したいということだと思いますが、どの範囲を指しているのかというのがありますか。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

細かい資料までは提示できませんが、高齢化の市内の分布というのは確か平均よりも高齢化率が高かった区域であったと思います。旧市民病院跡地の辺りの方々というのは、買い物に行こうと思いますと今の状態ですと、500mの所にはなくて、1kmくらいの所にスーパーが2件あるという状態かと思えます。ですから、そこにある程度買い物ができる施設があれば徒歩で行ける範囲となります。それから、医療施設だとか高齢者向けの施設というものが複合施設として立地することも想定しています。

商業施設ばかりが着目されていますが、それらの業種業態が立地されることで高齢化に対応できると考えております。

(会長)

よろしいですか。はい。

(D委員)

今回の用途地域の変更というのは、あまり頻繁に行われていなくて、非常に大きいことだと思うのでお伺いします。この資料を見ると回遊性を維持して高齢化社会の進展に対応したいというのは分かりますが、豊川市は合併をして役場が4つあったものが支所になっています。その時に、集客という意味ではその役場に来ていた人たちの分が減っているわけです。これから課題になってくるのが、重複施設の統廃合というのが課題になってくると思うのですが、そこでは集客力のある文化ホールなどが統廃合されるという話が出てきます。その時の対応は確か何も都市計画上されていないと思うのですが、今回との違いというのはどんなところにあるのかというのを教えていただければと思うのですが。

(会長)

はい、豊川市全体のまちなみとの中での今回の位置づけというのを。

(事務局：都市計画課長)

まず、委員のおっしゃったとおり、用途の変更というのは簡単にできるものではありませんし、当然、今回の場合は都市構造が大きく変化するというところですね。都市構造というのは、いわゆる都市施設の廃止だとか移転だとか、そういうものを伴うということなのですが、今回の場合は明らかに市民病院という大きな都市施設が移転したという、都市構造の大きく変化する場合に該当します。今おっしゃられたのは、ファシリティマネジメントも含めた全体の議論かと思うのですが、おっしゃられたとおり合併という豊川市独自の歴史を歩んでおりまして、それに伴う土地利用の適正化といいますか、そういったものというのが確かに必要になってくるかと思います。今役場の例を出されましたが、それだけではなくて、様々な部分で合併したことによる問題というのは起きているのではないかと思います。全体的な見直しという部分で、市内全域を含めた用途地域の見直しというのは、平成32年を目標に順番にこれから取組んでいこうとしているところであります。おっしゃられたとおり、多少合併に伴う用途地域の不整合、不具合というのは出ていると認識しております。今回の場合は、他のそういった個別の案件と大きく違うというのは、最初に言いました都市構造が大きく変化した場合ということで違いがあると思ってい

ます。以上です。

(D委員)

そうすると、今後同じような事例が出てきた時には、今回と同じような手続き、進め方はありうるということで考えていてもよろしいのでしょうか。

(事務局：都市計画課長)

はい、まずですね、都市構造が大きく変わった時というのは、まちづくりの方向性が変わる話ですので、まずやることは、上位計画である都市計画マスタープランに位置づけるというところからスタートします。具体的にイメージできませんが、大きな公共施設がという部分に対しましては、同じような手続きを踏み、上位計画と整合を図りながらという手続きになります。以上です。

(会長)

よろしいですか。その他、ご意見ご質問があればお願いします。はい、どうぞ。

(E委員)

質問させていただきます。今回第2種住居地域に変更するということですが、地区計画で制限をかけて一部13ページの赤く囲っている部分のように変えるってことですが、第2種住居地域に変更するというのは、周りの地域との一体性を考えて第2種住居地域若しくは、近隣商業地域にするという選択肢の中でこちらを選ばれたということを聞きましたが、そうすると第2種住居地域にしてなおかつ地区計画をかけるというのは、パチンコ屋さんなどは地域の住民の方々が懸念をされるというのはよく分かるのですが、それに加えて事務所等まで制限をしているというものの理由について教えてください。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

ここでいいます事務所というのは、本来の事務所といいますか、事務の機能を持っているものをいいます。つまり、病院に付随してできる事務所等そういった事務所ではありません。そして、そのような事務所というのは、今回の目的の一つである集客といいますか賑わいをもたせるという上では、事務所とい

うのは従業員の方しか基本的には来ませんので、賑わいには繋がらないということで、今回地区計画の規制対象としているという状況になります。以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(E 委員)

今の答弁で、賑わいには繋がらないというのが、先ほどD委員もおっしゃったみたいに、集客というものに市は焦点を当てているのかと感じられるのですが、賑わいに焦点を当てた理由につきまして、もう少し詳しく教えてくださいませんか。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

3 ページをご覧ください。今回の目的というのが、2 つありまして、賑わいの話と高齢者の話です。質問は両方出しましたが、まず、1 つは賑わいと言っている部分が先ほどから申し上げている、三角形の部分の底の部分に人を集めるということですね。それを意味しておりまして、集めることによって回遊性を維持するというのが目的になります。もう1 つの目的というのが高齢社会の進展に関するのですが、その施設ができることによってその周囲の方々の生活の利便性を図るという、その2 つを目的としています。今言われた部分というのは、始めに言った目的の回遊性を維持するという部分で、中心市街地からは外れた地区ではありますが、市街地の中央に位置する箇所になりますので、そのところに人が集まるか、集まらないかというのは、市全体の活性化に影響をするのではないかと考えています。市の中心部に人を集めるということが大切ではないかと考えています。以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(E 委員)

そういうことで、今回は地区計画をかけて事務所を排除しているという事ですけれども、ゆくゆく考えた時に、人口減少等が今後見込まれる中で商業地域を、豊川市は特に中心市街地が2 つあるということもありますし、それだけ商業地

域として確保することに今後大丈夫なのかという視点もあると思います。その中であまり制限をかけてしまうと土地の利活用という面で、ゆくゆく商業の施設がやめられた時とか、その後の土地の利用の面で制限をかけすぎていることにならないのかと思うのですが、そのあたりの考えを聞かせてください。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：都市計画課長)

基本的な考え方としましては、目的に合致したものは誘致できますが、目的に合わないものは制限をかけたりしているということです。周りの住環境のことを考えますと、基本的には今までありました第1種中高層住居専用地域の時の状況から大きく変わるということは避けなければならないと思います。そうした部分での規制になっております。将来的な話になりますと、今の段階で議論は難しいと思うのですが、いずれにしろ市としましては、その部分の集客というものを考慮した規制になっているということになります。以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(E委員)

考え方としては、現在の状況からなるべく変わらないようにし、商業の部分だけは緩くしたけれども、事務所の部分はこれまでどおりの制限のままということでよろしいですか。

(事務局：都市計画課長)

はい、そういう考えが基本にあります。

(E委員)

事務所等の制限をなくしてしまうと、その回遊性という面では不十分だということですか。店舗でないとその回遊性等は担保できないということですか。

(事務局：都市計画課長)

先ほど申し上げましたとおり、事務所というのが本当の事務所ですので、その従業員しか来ないという状況になるものですから、目的からは外れると考えています。以上です。

(会長)

よろしいですか。

(E 委員)

分かりました。

(会長)

その他ご意見があれば。はい、どうぞ。

(B 委員)

アンケートについて少し確認をさせていただきたいのですが。事前に、地権者アンケート、住民アンケートを実施しているということでございました。これまで今回の用途地域の変更なり地区計画の決定に関して、住民アンケートの結果がどのように反映されているかというのが、正直見えにくかったところがありました。例えば先ほどスポーツ施設・娯楽施設に関しては、地権者アンケートでは多くの人が望ましくないと回答しているけれども、市民アンケートでは50%くらいが望ましいと言っていると、そういうお話がありました。今回の計画に関して、住民アンケートは具体的に何名から回答があつて、それから近隣住民がどれくらい入っているのかということを含めて教えてほしいです。また、個々の計画が必ずしも1対1対応でなくても構わないのですけれども、どの程度の方々がこういうことを望んでいるのかとか、そのあたり資料になるものを少しご提示いただけるとありがたいと思うのですが。

(会長)

事務局よろしいですか。

(事務局：都市計画課長)

アンケートが都市計画の案にどのように反映されているかという部分につきまして、細かい数字まで手元に持っていませんが、私から説明させていただきます。地権者アンケートですが、暮らしを便利に豊かにしたいというのが一番多く、望ましい姿とされています。それから、安心して居住できる場所作り、健康管理の増進を図ることができるというのが、基本的な考えで示されております。その中で、意見書にもありましたけれども、具体的な施設の用途という点では、地権者アンケートで見ますと、医療施設、高齢者福祉施設、教育施設、子育て施設、商業施設、生活利便施設、あとは公園や図書館等の文化施設とい

うのが、大体概ね50%を超えるような内容になっております。今言ったのが大体順番ですけども、先ほど意見書にもありましたスポーツ施設というのは、実はその中には入っていないというのは事実であります。それに対しまして、市民アンケートでは、公園緑地施設、子育て施設、高齢化施設、医療施設、あと公共サービス施設、文化施設、スポーツ施設、商業施設、生活利便施設となり、以上がアンケートで望ましいという回答が50%を超える結果として出ているものです。ですから、今意見書にありました部分というのは、地権者アンケートでは該当しませんが、市民アンケートの方では50%を超える部分が望ましいという結果になっているということであります。また、アンケートの結果を踏まえ、キーワードとして挙げられる暮らし、賑わい、交流については今回の用途地域の変更、地区計画の決定に反映させられたのではないかと考えております。以上です。

(会長)

アンケートの概要みたいところを。はい、どうぞ。

(事務局：市民病院事務局次長)

それではアンケートの概要でございますが、特に住民アンケートについてどれくらいかということでしたのでそれをお伝えしますが、地域の住民アンケートは、平成23年6月から7月に実施しております。対象は、豊川市の南部中学校区に在住する20歳以上の方で、これは住民基本台帳によりまして、1,000人抽出させていただいております。それで郵送によってアンケート調査をさせていただいております。回答が419人ということで、回収率は41.9%ということになります。先ほど施設については、都市計画課長からどのようなものを望むかというのはありましたが、特にここで50%を超えるものはいいましたが、20%をきる住民が望ましくないという施設がどのようなものかと言いますと、居住施設、それから娯楽施設ということです。娯楽施設は住居地域にふさわしくないというのは理解できるのですが、住居地域でありながら居住施設、マンション、戸建て住宅については、地域住民の方はこれ以上望んでいないということです。その辺が、この地区が市民病院の跡地ということで住宅という利用も難しい中で、地域住民も新たに住居地域としての都市計画の決定の内容、及び用途地域の利用を望んでいなかったという結果も出ております。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。その他、ご意見ご質問があればお願いします。よろし

いでしょうか。

(事務局：都市対策監)

ちょっと補足をさせてもらってもよろしいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局：都市対策監)

先ほど市長から伝えるようにということもありましたので、ちょっと補足させていただきますと思います。

市民病院ということではございましたが、この土地というのは、6割を民間の土地を借地しておりました。市の持分は約4割ということでございました。終戦直後の昭和21年から長い間、この方々、それから病院が傍にあるからということで様々な面で周辺にお住まいの方々には、多大なるご協力をいただいてここまでまいった経緯がございます。

そうしたことを踏まえて、市民病院が新たな広くて便利な所へ移転した後、この地区が空洞化して、市街地の中心ということも含めて、こうした方々にご迷惑をおかけすることのないように、市としては特に商工会議所など各位のご協力の下、あるべき土地利用を熟慮してきたとこういう経緯がまずございました。

当初、公共施設の立地も考えなかったわけではないですけれども、合併してどちらかというと公共施設がだぶつき気味の中で、また新たな公共施設を持ってくるということに対する検討をした結果、やはり公共施設の立地は見送ることとしたして、民間による利活用を探っていたという経緯もございます。

特に商業施設に関するご懸念が意見書についてはございましたが、確かに医療施設、福祉施設で土地利用が成り立つのであれば、中心市街地へあるビルへの直接的な影響も少ないのかもしれませんが、現実には採算面を無視しては、民間では事業として成り立たないという側面も確かにあります。お隣の豊橋市では、旧市民病院の跡地の土地利用について、なかなか決まらず紆余曲折している間に、周辺のまちづくりに大きな影響が出たというようなのも目の当たりにしています。行政としてはこうした損失を防ぐことも考えなければならないと思います。当然のことですが、都市計画の決定権者としては、都市計画を特定の事業者の要望に沿う形で変更して利便を図るのではなく、途切れない土地利用の実現に向けた対応として、周辺環境に十分に配慮して不要な建築物を排除するなど、できる限りの内容を盛り込んだ計画として考えております。どう

かこうした経緯を踏まえまして、市民病院移転の一連の市としての強い思いというのもお組みいただいて、ご判断いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

その他なければ、この辺でまとめていきたいと思いますが、まだ、これだけはおききたいというご意見があれば。よろしいでしょうか。

はい、それでは、議案の採決に入っていきたいと思います。採決は冒頭に申しましたけども、1号議案、2号議案個別に行います。

まず、第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更」について、原案を承認することよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

ありがとうございます。異議なしと認め、第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更」について、原案を承認いたします。

続いて、第2号議案「東三河都市計画光明地区計画の決定」について、原案を承認することよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

ありがとうございます。異議なしと認め、第2号議案「東三河都市計画光明地区計画の決定」について、原案を承認いたします。

なお、この事業化に当たっては、先ほど委員からも提案がありましたとおり、今後、この都市計画の決定を地元との協議を密にして、これからも豊川市のまちづくりに或いは中心部の活性化に寄与できるような、或いは地元住民の方の要望に応えられるような形で、きめ細かい対応を事務局としても進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。長い時間、ご審議ありがとうございました。

その他、事務局から連絡があればお願いします。

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局からは、特にございません。

6 閉会

(会長)

それでは、これをもちまして、本日の都市計画審議会を閉会させていただきます。長時間皆様ご協力ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

午後2時50分閉会